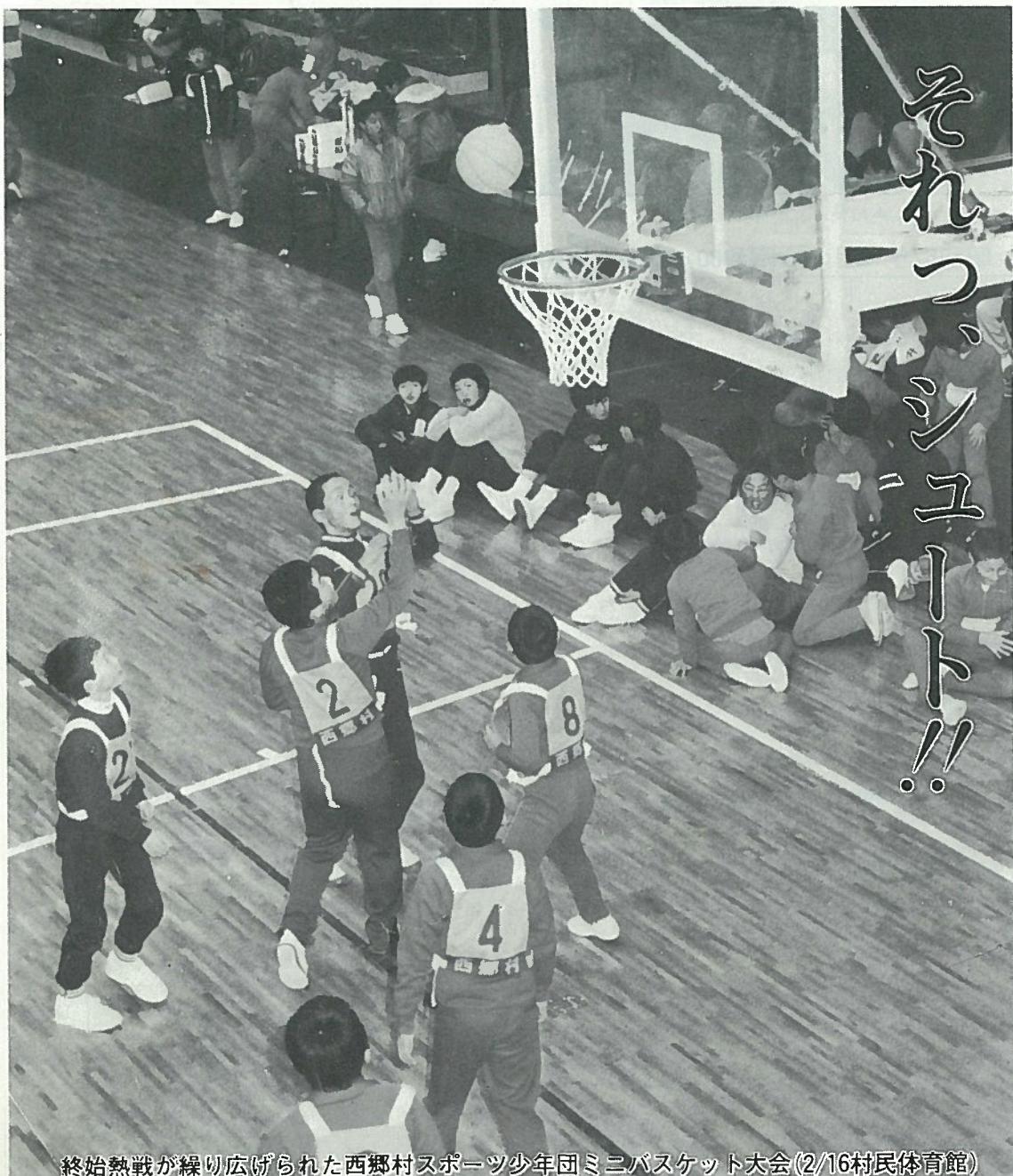


広報にしこう VOL.3

広報にしこう第183号  
昭和61年3月1日

■村のうごき 人口14,729人(+27) 男7,433人(+17) 女7,296人(+10) 世帯数3,584戸(+13) 2月1日現在( )は対前月日



終始熱戦が繰り広げられた西郷村スポーツ少年団ミニバスケット大会(2/16村民体育館)

盛大に

# 公共事業総合落成式



▲村長より感謝状を贈呈

昭和五十七年十一月から六十年十二月までの、建設工事の完成を祝う公共事業総合落成式が、二月六日午前十時より文化センターにて盛大に行われました。

落成式には約三百名が出席し、村長の式辞、村議会議長あいさつ、事業経過報告を建設課長から、その後工事にたずさわった関係者らに感謝状が贈呈されました。来賓として松平県知事、成井県議、市町村長を代表して小野白河市長らの祝辞があり、受賞者を代表して(株)菊池組・菊池喜一さんから謝辞が述べられ、このあと祝賀会に入り落成をお祝いしました。

**昭和五十七年以降竣工した各種事業**

## 昭和57年12月から昭和60年12月までの主な工事

単位：千円

工事名	工期	工事概要	工事費
西郷村立羽太小学校校舎改築工事	昭59.7.24～60.3.5	鉄筋コンクリート造2階建 1階834.2m <sup>2</sup> 2階887.2m <sup>2</sup> 計1,721.4m <sup>2</sup>	239,800
白河布引山演習場周辺学習等供用施設設置助成事業 村民体育館建設及び駐車場舗装工事	昭58.10.13～60.3.25	①体育館本体・SRC造平屋建 面積 2,197.6m <sup>2</sup> ボンプ室 面積 5.67m <sup>2</sup> ②駐車場舗装 面積 2,472.9m <sup>2</sup>	345,625
大平工業団地敷地造成工事	昭59.2.2～59.7.31	敷地造成、調整池建設、流末水路整備工事	974,515
西郷村立小田倉小学校食堂建築工事	昭57.9.28～58.2.24	鉄骨造平家建 面積 659.8m <sup>2</sup>	72,812
公営住宅建設事業・折口原団地及び集会場建設工事	昭58.7.6～58.12.20	①簡易平家造第2種2棟9戸建 建築面積551.88m <sup>2</sup> ②集会場建設 69.56m <sup>2</sup>	60,792
公営住宅建設事業・新川谷団地建設工事	昭60.8.29～60.12.9	木造平家建1棟2戸 面積126.9m <sup>2</sup>	12,500
第三期山村振興農林漁業対策事業 大清水地区多目的研修集会施設建設工事	昭59.8.20～59.12.20	木造平家建1棟 面積145.3m <sup>2</sup>	16,030
地区再編農業構造改善事業 下羽太地区集落センター建設工事	昭59.10.16～60.3.9	木造平家建1棟 面積219.4m <sup>2</sup>	21,108
団体営農道黒川稗返線改良舗装工事	昭和58年度～昭和59年度	L=719m W=4.0(5.0)m	27,979
白河都市計画事業白河西郷西土地区画整理事業・新白河駅前西口広場造成及び舗装並びにシェルター設置工事	昭和57年度～昭和58年度	造成面積 4,500m <sup>2</sup>	69,815
白河都市計画事業白河西郷西土地区画整理事業・駅前西線改良及び舗装新設工事	昭和59年度～昭和60年12月末	改良舗装 L=394m W=16.0m	55,951
工業用水道事業配水池築造工事	昭59.6.16～59.9.30	P・C構造池 貯水容量 880m <sup>3</sup>	47,300
蔑ノ目工場用地造成工事	昭和58年度～昭和59年度	用地造成工事45,000m <sup>2</sup> 排水路工 L=851.4m	106,750
白河布引山演習場周辺道路改修等事業 折口追原線道路改良舗装工事	昭和57年度～昭和60年度	L=1,948.5m W=6.0(9.0)m 歩道2.0m	172,666
原中大平線改良舗装工事	昭和58年度～昭和60年12月末	改良舗装工事 L=1,155m W=5.5(7.0)m 歩道2.0m	82,864
白河布引山演習場周辺障害防止対策事業 蔽川改修工事	昭和57年度～昭和59年度	護岸工事 L=837m	113,240
工業団地等整備事業 村道1410号線改良舗装工事	昭和57年度～昭和60年度	改良舗装 L=607m W=5.5(7.0)m	57,815

# 自動車の登録申請を忘れずに！

最近、登録申請の怠り等からトラブルや苦情が多くなっています。

- 住所氏名が変わったら  
(変更登録)
- 自動車を他人に譲渡したら  
(移転登録)
- 自動車を解体または使用しなくなつたら  
(まつ消登録)
- 登録申請の手続きを怠つて放置しておりましたと
- まつ消しない限りいつまでもあなたに自動車税がかかります。
- 納税通知書が届かないことがあります。
- 手放した自動車の行方がわからなくなると、まつ消登録(廃車)の手続きもとれなくなります。
- 万一その自動車があなたが、責任を問われます。

くわしくは、  
電話〇二四八一二三一二一一内  
線二二三へおたずねください。

登録申請に必要なもの											申請用紙類
書類区分	あなたの準備するもの										自動車取扱税申告書
	自動車検査証	自賃費保険証	ナンバーリート	印鑑	印鑑證明書	住民票	資産證明書	戸籍謄本	手数料納付書	譲渡証明書	
住所変更	●	●		●		●	●	●	●	●	●
氏名変更	●	●		●		●	●	●	●	●	●
移籍	●	●		●		●	●	●	●	●	●
買主が準備	●	●		●		●	●	●	●	●	●
買主が準備	●	●		●		●	●	●	●	●	●
まつ消登録	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
取扱っているところなど	お手許にあるもの		市町村役場から		自動車販売店・行政事務所・自家用自動車協会などから		自動車税事務所		自動車税事務所		



## 豊かな健康生活を 営むために(寿学級)

今年に入つて最初の寿学級(講演会)が二月五日、老人福祉センターに於て開催されました。

午前十時開会式に始まり、そのあと講演会に入り新白河中央病院長の成井貴先生は「各種臓器におけるガンの早期診断とその治療」と題し、スライドを見ながら約一時間半にわたり講演されました。

村内六十才以上の学級生約二百名は、講師の実のある話を熱心に受講され有意義な時間を過ごしました。

みなさんもガン検診は、自觉症状がなくても受けるようにしましょう。



それで、桃の花は三月に咲くと思っていた人がいるのではなくでしょうか。ところが、この日は桃の節句ともいって桃の花を飾り、白酒で祝いました。

桃の花といえ、ます連想するのが三月三日の雛祭り。この日は桃の節句ともいって桃の花を飾り、白酒で祝います。それで、桃の花は三月に咲くと思っている人がいるのではなくでしょう。ところが、桃の花が開くのは四月で、日本のはとんどの土地で桜と前後して咲きます。むかし旧暦で雛祭りをやっていたころは、ちょうど桃の咲く時期だったのですが、今では、温室などで特別に早く咲かせたものを飾るわけです。

桃の花の生産が多いのは、埼玉・群馬・福島・長野などです。埼玉県の場合には、桃の枝を切って、四日ほど水つけ、その後五・十日くらい保温してつぼみを大きくしてから出荷するそうです。日本では、「花」といえば桜が代表的ですが、中国では、「花」というと、桃かばたんを指すそうです。中國で美し

## 歳時記

### 桃の花

い装いを“桃李”的装い”といつたり、平和な別天地を“桃源郷”といつたりするのもこ

うしたことからです。

日本でも、岡山県では桃の花を県の花にしていますし、桃の花の中を走る山梨県の桃源郷マラソンは全国的に有名です。また各地で桃の花見が話題になるなど、桃の花の人気は上昇中のようです。

ところで、三月三日は「耳の日」でもあります。この日が耳の日と決められたのは、三三がみみと読めること、また洋数字の3が耳の形に似ています。





▲ユーモアたっぷりに講演する小沢昭一さん

西郷村、商工会、中央公民館、健康づくり推進協議会、商工会青年・婦人部主催による文化講演会は、一月十九日俳優の小沢昭一さんを講師に迎えて、文化センターに於て行われました。

講演会は午後一時半、村長あいさつ、教育長による講師の紹介のあと、講壇に現われた小沢さんは「明日のこころ」と題し、一時間半にわたりユーモアたっぷりに講演し、会場に詰めかけた約四百名の村民は熱心に耳を傾けておりました。



▲説明をよく聞いて下さい

スキーのはき方、歩き方、すべり方の初步的な技術を学びました。

## スキー教室

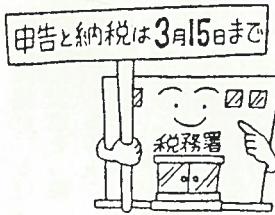


谷小の各小学校、二十九日は熊倉小、三十日は小田倉小の順に行われ、スキー指導は西郷村スキークラブの会員が指導に当たり児童達は、グループに分かれて



▲どこまですべれるかな？

所得税の申告と納税は3月15日まで



昭和六十年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしようか。申告をしなければならない人が申告しなかつたり、間違った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならぬことになります。

所得税の申告と納税は、必ず三月十五日までに済ませましょ。

# テーマ『明日のこころ』 文化講演会

西郷村青少年健全育成協議会が一月二十八日を皮切りに赤面山スキー場で村内小学六年生を対象に行われました。

## 税の知識



▲県境の近くに立てられた看板

## 高等学校の通信教育で 勉強しませんか

ただいま県立福島中央高校通信制課程で、昭和61年度の入学生を募集中です。

### 1、募集定員

普通科 400名

### 2、出願資格

中学卒業者または同等以上の学力があると認められる者

### 3、出願期間

昭和61年2月14日(金)から4月15日(火)まで。

### 4、出願書類

入学願書(所定用紙)

入学の動機についての作文(所定用紙)

出身学校からの調査書(不明な点は問い合わせください)写真4枚(タテ4cm、ヨコ3cm、うち1枚は願書に貼付する)返信用切手350円

### 5、選抜方法

提出書類を資料として判定し、入学試験は行わない。

### 6、出願および問い合わせ先

〒960 福島市渡利字七社宮17

福島県立福島中央高等学校通信制課程

TEL 0245(23)4770(代)

## 看板寄贈

### ・小峰ライオンズクラブより:

国道四号線を通行されて、既にお気づきの方もあると思いますが、栃木県境に近いレストラン「スイスイン」の正面に白河小峰ライオンズクラブ(田村泰一会長)より村に、ドラム缶を利用した看板が寄贈されました。

看板はドラム缶五本(うち一

本は安定のため地中に埋設)を

溶接でつなぎ合わせ、表面を白

いペンキで塗り、赤で「ゴミ追

放宣言の村」と書かれ下方には

次第、一人一人の心がけにより

村からゴミを追放したいもので

す。

ゴミは、ちょっとした心がけ

でございました。

「交通安全」の文字が青で書かれていました。

看板が寄贈されました。

段差や障害物のあるところでは

使用しないで!



## 冬山遭難者を救え!!

### 本番さながら

白河地区山岳遭難対策協議会(会長・鈴木平作)の冬山遭難救助訓練が、一月七日赤面山で

行われました。

「赤面山頂附近で冬山登山中の

四人のうち三人が、なだれに遭

い遭難した」という想定で、基

礎訓練及び応用訓練を実施しま

した。

訓練には、安藤白河警察署長

を本部長とし、白河警察署員

矢吹、白河、西郷村などの山

岳会から約八

十名が参加。

また今回の訓

練には県警ヘ

リコプター

ばんだい号

も出動し、空

と陸との大が

かりの捜索訓

練となりまし

た。



▲遭難者をスノーボートで搬送

**投票日 → 3月2日です**

# 西郷村長選挙 西郷村議会議員補欠選挙

## 固定資産課税台帳の 縦覧について

固定資産課税台帳の縦覧を次の目程により行ないます。

記

一、場所 西郷村役場税務課  
二、期間 昭和六十一年三月一

三、時間 午前八時三十分～午後五時まで（ただし土曜日は午前八時三十分～十二時まで。日曜、祭日は除く）



## 広報係から

◎ 各地区の話題・行事があ  
りましたら役場企画調整課  
広報係までご連絡下さい。  
お待ちしております。

二二五一一一一

りの社会保険事務所に新規適用  
届け出は、事業主の方が最寄  
の範囲には入らない従業員五人  
未満の法人事業所も、順次適用  
の時期が定められることになりま  
す。

なお、今年の四月の適用拡大  
の範囲には入らない従業員五人  
未満の法人事業所も、順次適用  
の時期が定められることになりま  
す。

## ●事業主の皆さんへ 健康保険と厚生年金保険の 加入が義務付けられます

いま健康保険や厚生年金保険に加入していない法人事業所の事業主の皆さん、今年の四月以後、健康保険と厚生年金保険の適用が段階的に拡大され、加入が義務付けられるのをご存じですか。特に飲食店や旅館などのサービス業等を営んでいて従業員が常に五人以上の法人の事業所は四月一日から加入することとなりますのでご注意ください。これは、健康保険法の改正（昭和五十九年）と厚生年金保険法の改正（昭和六十年）によるもので、今年の四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、すべての法人事業所が、この二つの社会保険に加入することが義務付けられたものであります。（図参照）

●二つの保険で安心を

の届書を提出することにより行います。

サービス業等に勤める人もこの二つの社会保険に加入することで、病気やケガをしたときに健康保険により医療費が軽くすんだり、年をとったときなどに厚生年金や基礎年金により所得が保障されることになります。

安心して働ける職場は、働く人も意欲がわいてきます。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所の窓口でご相談ください。

強制適用業種		※非適用業種		※非適用業種	
5人以上	個人の事業所または事務所 個人の事務所 (5人以上)	法人の事業所 (5人以上)	個人の事業所 事務所 (5人以上)	○飲食業 ○サービス業等	従来からの適用部分 新たなる部分 (61.4.1)
5人未満	個人の事業所 事務所 (5人未満)	法人の事業所 事務所 (5人未満)	個人の事業所 事務所 (5人未満)		同上 64.3.31までに役所適用
個人	法人	個人			

(注) 非適用業種の5人以上の法人の事務所は現在も適用対象

## 言葉の履歴書

「卒業生諸君に、はなむけの言葉をひとと言ふ」というときの「はなむけ」は、門出する人への贈り物を意味します。漢字では「餞」または「贊」と書きます。いずれも、すすめ贈る意で「餞別」という漢語は、「餞」または「贊」とは「餞」または「贊」と書かれています。

からきた言葉でした。平安時代の歌人紀貫之が、任地の土佐から、海路京都へ帰った際の旅行記「土佐日記」には出発のとき「舟路なれど馬のはなむけす」と記されています。

當時は旅行者を見送るとき、目的地のほうへ馬の鼻先を向けて、前途の無事を祈る風習がありました。また、見送る人が馬の鼻を自分のほうへ引き寄せて、早く帰ることを祈つたとする説もあります。

後に「馬のはなむけ」は、旅立つ人に金品や詩歌を贈つたり、送別の宴を催すことを指し、「はなむけ」は贈り物そのものを言ふようになりました。

祝儀の金品を「はな」と呼ぶのは、進物を花の枝につけた風習からとされる言葉。「はなむけ」とは関係がないようです。

## 新しい年金制度

# 障害年金と遺族年金

## 障害年金

### ① 障害基礎年金

#### ▼ 支給要件

国民年金に加入している間に病気またはけがによつて医師の診察を受け、一定の障害状態になつた人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となつた人についても、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます（従前は障害手当金（一時金）が支給されていました）。

#### ▼ 年金額

年金額は、一級（より重い障害）に該当する人が七十五万円（月額六万二千五百円）、二級が六十万円（月額五万円）です。また、受給権者に十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある

## 障害厚生年金の年金額の計算方法

1級……平均月収×0.075×加入月数×1.25

2級……平均月収×0.075×加入月数

3級……（2級と同じ。ただし最低保障額45万円）

障害手当金（一時金）……平均月収×0.075×加入月数  
×2（最低保障額90万円）

（注1）1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。

（注2）加入月数が300月に満たないときは300月とする。

る子（いすれも受給権者によつて生計を維持されていることが必要）がいる場合は二人目まで一人につき十八万円、三人目から一人につき六万円が加算されます。

▼ 支給要件  
厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによつて医師にかかり、一定の障害状態になつた人に支給されます。原則として障害基礎年金の上乗せ給付と

## 遺族年金

### ① 遺族基礎年金

#### ▼ 支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、その人によつて生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます（ここで「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限ります）。

#### ▼ 年金額

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が一人のときは十八万円、二人のときは三十六万円、三人以上のときは三十六万円に一人増すごときは三十六万円に一人増すごとに六万円を加えた額が加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に一人増

すごとに六万円を加えた額を計算した額を、年金を受ける子の数で割った額。

### ② 遺族厚生年金

#### ▼ 支給要件

次のいずれかに該当する人が死んだときに、その遺族に支払われます。

#### （i）厚生年金保険に加入してい

る人（加入期間中に初診日のあら五年以内に死亡した場合を含む）であつて保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。

#### ▼ 年金額

厚生年金加入月数×0.075×（ii）一級、二級の障害厚生年金の受給者。

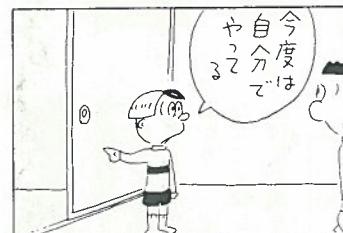
（iii）老齢基礎年金の資格期間を満たしている人が死亡した場合。

（iv）夫の死亡当時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になつたときに三十五歳以上になつたとき（三十五歳以上になつたときを含む）は、四十歳から四十五万円が加算されます。（以上に掲げた額は、いすれ

なりますので、初診日前の保険料納付期間が加入期間の三分の二以上ということは、障害厚生年金の受給にも必要です。

▼ 年金額  
年金額は左上の表のようになります。





### 船員遺族の皆さんへ

職務上で死亡された商船の殉職船員遺児へ援護金が支給されます。中学義務教育終了までの期間。

1人1ヶ月 6,000円。  
別に、小学校に入学したとき記念品として 30,000円。  
但し、生活困窮者に限る。  
申請、照会は 財日本殉職船員顕彰会（東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル内）

電話 03-234-0662

さあやが  
西村宗君

### 上野原団地で土地分譲を先着順募集中

福島県住宅供給公社では、現在、小田倉地内の上野原団地で、昭和60年度分の土地分譲を3月20日(木)まで、先着順で申し込みを受付中です。残区画は21区画で、公社との契約に当っては、従来の買戻し登記、建物の建築時期等の制限は一切なくしております。詳細は村役場企画調整課で募集要項、申込書をお求め願います。

福島県住宅供給公社



### マイホーム資金融資のご案内

当公庫の昭和60年度第4回の申込みは、昭和61年1月9日から3月5日（年金併せ貸しについては1月31日で締切り）まで受付中であります。内需拡大を図るために今回（第4回）から年5.5%の金利が適用される住宅面積を120m<sup>2</sup>まで拡大し、最高180m<sup>2</sup>までの住宅が融資の対象となりました。

また、第3回受付けから実施している「特別加算融資」や増改築資金の融資限度額30万円アップ（最高380万円）等一層利用しやすくなっています。

なお、当公庫の融資制度や手続き等について不明な点がありましたら最寄りの公庫業務を取り扱う金融機関又は住宅金融公庫仙台支所 〒980 仙台市片平一丁目3番18号 TEL0222(27)9311までご連絡下さい。

### 自衛官募集中!!

◎身 分

特別職国家公務員

#### ◎応募資格

18歳以上、25歳未満の日本国籍を有する男子

#### ◎初任給

107,400円、10ヵ月後116,900円となり、その後は年1回昇給  
衣・食・住は無料支給されます。  
手続など詳しくは、役場総務課  
又は、自衛隊白河募集事務所

白河市手代町17-1

TEL (0248) 24-0372



### 特例募集します

福島県立白河第二高等学校

#### ▶出願期日

4月10日(木)まで

#### ▶受付時間

午後2時から8時まで（最終日は午前9時から正午まで）日曜、祝日は受け付けません。

#### ▶出願資格

中学校卒業者または卒業見込みの者で特殊な事情により3月16日(日)に学力検査を受験できなかった者とする。

#### ▶手続き

入学願書に450円の福島県収入証紙をはり、出身中学校長を経て、本校校長に提出する。ただし、収入証紙は出願者において消印しないこと。すでに納入した検定料は還付しません。

#### ▶選抜方法

作文及び面接の結果と調査書、その他

#### ▶面接及び作文

4月11日(金)、本校(食堂)で行います。

#### ▶合格発表

4月11日(金)午後4時までに発表します。